

生活のきまり

R 6 . 3 . 2 1 改

七山小中学校

1 校内生活

(1) 朝の活動

- ①登校時間を守ろう。
(8時10分には、提出物を提出し終え、道具をロッカーに置いて着席完了しておく)
- ②欠席・遅刻・早引等をするときは、必ず保護者から学校に連絡してもらおう。
- ③貴重品は登校したら教室や職員室で担当や担任の先生へ直接預けよう。
- ④部活動や社会体育等の荷物は決められた場所に置こう。

(2) 授業

- ①休み時間は、次の授業の準備や移動時間とし、2分前には着席し、学習を始めよう。
- ②始めと終わりの立腰・挨拶・礼をきちんとしよう。
- ③忘れ物がないようにしよう。
忘れ物をした場合は、授業前に必ず担任の先生や教科の先生に連絡しよう。
- ④家庭学習やテスト勉強に必要な教科書類は持ち帰り、しっかりと家庭学習に取り組もう。
- ⑤体調がよくない時は、保健室の利用は1時間程度とします。

(3) 校内の過ごし方

- ①職員室や事務室などに用事がある場合は、入り口で自分の学年と名前、用件を言って、先生を呼ぼう。
- ②用もなく他のクラスの教室や特別教室、他学年の階に行かないようにしよう。
※ベランダや立入禁止の階段等には絶対に入らない。
- ③廊下や階段は静かに右側を歩こう。
- ④トイレはできるだけ指定のトイレを使用しよう。
(1・2・3年→1階、4・5・6年→2階、7年→3階南側、8・9年→3階西側)
- ⑤昼休みや休み時間は校舎内を走ったりせず、決められた場所で元気に遊ぼう。

	月	火	水	木	金
運動場	7～9年	1～6年	7～9年	1～6年	7～9年
体育館	1・2年	7～9年	3・4年	7～9年	5・6年

- ⑥歯磨きは歩きながらせず、手洗い場の前のみでしよう。
- ⑦掃除は、無言で行おう。
- ⑧自分の持ち物には、名前を書こう。
- ⑨筆記用具は、鉛筆を使用する。7～9年生はシャープペンシルの使用は可。
- ⑩帰りの会が終わったら、速やかに教室から出よう。
居残りをしないといけない場合は、担任に相談しよう。
- ⑪下校後、教室に入る場合は必ず職員室の先生に用件を言ってから入ろう。
- ⑫下校時は、店や友だちの家に寄らず、まっすぐ家に帰ろう。

2 通学

(1) 徒歩通学

- ①歩くときは、歩道を歩き、歩道がないところは道路の右側を歩こう。
- ②自家用車で送迎は、旧七山商工会館前で乗降しよう。
安全のため、学校周辺の道路や学校敷地内の駐車場での乗降はしない。

(2) 自転車通学（7年生以上を許可）

- ①自転車通学区域は「池原、荒川、林の上、馬川、狩川、白木、柳瀬、東木浦」に住む生徒。
申請する場合は必ず許可書を提出し、下記の自転車通学規定に従って登校しよう。

自転車通学規定

- ・ヘルメットを必ず着用し、あご紐をきちんと締め、安全運転に努めます。
- ・自転車の改造・加工はしません。
- ・交通ルールを守り、自転車の安全点検（ライト、ブレーキ、ベル、サドル等）を行います。
- ・自転車保険に加入し、防犯登録をします。
- ・自転車の乗車は、学校敷地外のみとし、敷地内は自転車から降り、駐輪場まで押していきます。
※休日・祝日の部活動等の登下校でも、許可申請が必要です。
※自転車通学規定や交通ルールを守れない場合は、許可を停止または取り消す場合があります。

(3) バス通学

- ①下記のルールを守り、安全に気を付けてバスに乗車しよう。

ルール

- ・乗車時刻を守り、バス停の周りで遊びません。
- ・座席に座ったら、シートベルトを必ず締めます。
- ・車内にゴミを散らかしたり、外に向かってゴミを捨てたりしません。
- ・バスの中で、騒いだり窓から手や足、顔を出したりしません。
- ・運転手さんや友だちに元気よく挨拶をします。
- ・安全確保のため、車内で宿題等はしません。

- ②バスの中の決まりは学校の決まりと同じです。

3 服装

- (1) 指定の制服を正しく着用します。制服について配慮が必要な児童生徒は担任に相談します。

制服の種類は下記の時期を基本するが、気候に合わせて個人で判断しよう。

- 冬季(11月～4月)は冬服・1～6年生は、上は紺制服、下は紺半ズボン・紺長ズボン・紺スカート。
7～9年生は、上は黒制服・セーラー服、下は黒長ズボン・紺スカート。
- 夏季(5月～10月)は夏服・1～6年生は、上は白半袖シャツ・白ポロシャツ、下は紺半ズボン・紺長ズボン・紺スカート。
7～9年生は、上は白半袖シャツ・白セーラー服、下は黒長ズボン・黒スカート。

- (2) 制服・セーラー服の下は、1～6年生は白シャツ・白ポロシャツを着ます。白シャツ・白ポロシャツの上に派手でない色のセーターやベストを着用してもよいです。7～9年生は白のカッターシャツ、派手でない色のセーターやベスト、トレーナーを着用してもよいです。
- (3) 7～9年生のスカート丈は、ひざが隠れる程度の長さにします。7～9年生の黒長ズボンには、腰の位置でベルトを締め、適切な長さで着用します。(裾が床に着かないように)
- (4) 冬服を着用するときは、黒制服はボタンや袖ボタン、セーラー服はスカーフ・腕ホックをきちんとつけます。
- (5) 制服やセーラー服の裾から、シャツやセーターなどの中着が出ないようにします。
- (6) 夏服の下には、派手でない色で無地のシャツを着用します。
(7～9年生は、体育が無い日は、体操服でも可。)
- (7) 通学靴は1～6年生は運動できる靴を履き、7～9年生は学校指定の靴を履きます。
- (8) 靴下は、1～6年生は白色・黒色・紺色・灰色の無地(ワンポイントまで可)のものを着用します。7～9年生は白色・黒色の無地(ワンポイントまで可)を着用します。
- (9) ベルト(7～9年生)は、黒色のものを着用します。
- (10) 厳冬期の防寒具は、以下のことに留意して着用します。

- コート、ウィンドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマー等は登下校のみ着用し、教室に入ったら脱いだり外したりします。(ニット帽や耳あては不可)
- マフラーは、安全のため、風にあおられない程度の長さのものにします。
- タイツは派手な色でないものを着用します。

- (11) 7～9年生は放課後や休日、長期休業中に学校に来る場合は、制服で来ること。また、部活動がある生徒は、部活動の服装でも可。
- (12) 名札は、校内のみで着用します。
- (13) 校舎内では、1～6年生は上靴を使用し、7～9年生は学校指定のスリッパを使用します。

4 頭髪等

- (1) 学習や運動、進路実現(入試等)に支障がない髪型とする。特に衛生面には気を付けよう。頭髪等について配慮が必要な児童生徒は担任に相談します。
 - 前髪が目にかかった場合は、切るかヘアピンで留めます。
 - 後ろ髪は制服の肩までとし、それを越える場合はゴムで結びます。
 - ヘアピン、ゴムは目立たない色の物を使用します。
- (2) 次のことは禁止とします。

- カチューシャ等、装飾品(ネックレス、ブレスレット、ピアス)をつけること。
- 染色、脱色、パーマ等、髪を加工すること。
- 眉そり、眉抜き、眉カット等をする事。
- 化粧(アイプチを含む)、整髪料、香料を使用すること。

5 所持品

- (1) 小学生はランドセル、中学生の通学バックは、学校指定(リュック型バッグ・スポーツバッグのどちらでも可)のバッグとします。また、目印のためにつけるキーホルダー等は1つまでとします。
- (2) 菓子やジュース類、ゲーム類、装飾品や香料など学校に必要なものは持って来ません。
- (3) カッターナイフ、彫刻刀等の刃物類は、指示があった場合を除いて持って来ません。
- (4) お茶または水は、水筒に入れて持って来ます。
- (5) スマートフォン・携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止。家庭の事情により持ち込む場合は、保護者から持ち込み許可願を学校長あてに提出し、許可を得て持ち込みます。また、登校時に自分で職員室に預け、放課後自分で取りに来ます。(学校敷地内での利用は禁止)

6 校外生活

- (1) 校区外へは、1～6年生は保護者同伴、7～9年生は18時以降は保護者同伴で出かける。
- (2) ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、コンサートへは保護者同伴で出かける。
- (3) 児童生徒のみの夜間外出、外泊は禁止です。また、旅行、海や川での遊泳、登山等は保護者同伴で行く。
- (4) アルバイトは、原則禁止。特別な事情で必要な場合は学校に相談し許可を得る。
- (5) 公民館等公共施設を使用する場合、公共のマナーを守る。
- (6) 不審者や不審車、不審な電話等には十分に注意し、問題が生じた場合は、必ず学校や警察に届ける。
- (7) お金やゲーム、ゲームソフト類の貸し借りや売り買いは絶対にしない。
- (8) インターネットの危険なサイト等へ入ったり、アプリなどを無断で取得したりせず、保護者に確認してから安全に利用する。
- (9) スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等を利用する場合、長時間の利用は控える。
- (10) SNSの使用は十分に注意し、SNS上に悪口や文句、画像や写真等の個人情報のアップは絶対にしない。小中学生でも、法律により、罰せられることがある。
- (11) SNSによるトラブルが発生した場合、保護者同士の話し合いにより解決してもらいます。

7 「生活のきまり」の見直しについて

「生活のきまり」の基本的な考え方としては、令和4年12月6日改訂の「生徒指導提要」において整理されています。学校では「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的として、「生活のきまり」に基づいた生徒指導に取り組むことが求められています。このことを踏まえ、「生活のきまり」は、学校の教育目標、児童生徒の現状、社会通念、時代による変化に応じて絶えず見直しが必要であると考えます。

本校では、以下の手順で「生活のきまり」の見直しを行います。

- (1) 「生活のきまり」について、各学級等で、見直してほしいことを議論します。また、児童生徒会本部役員で、児童生徒会の目安箱やアンケートなどを通じて児童生徒の意見を集約し、見直し案を作成します。
- (2) 児童生徒会本部役員は、生徒指導担当、生活指導担当及び児童生徒会担当教員との見直し案についての協議を経て、見直し案を「生活のきまり」見直し検討委員会(企画委員、生徒指導主事、生活主任、児童生徒代表、保護者代表)に提案します。
- (3) 「生活のきまり」見直し検討委員会で協議した見直し案をもとに、校長の権限で見直しの内容を適切に判断して決定し、本校ホームページに掲載します。